

議案第98号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年9月20日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 町は医療費受給者の医療又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令(介護保険法及びこれに基づく命令を除く。)の規定により被保険者等が負担することとなる費用(社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院している場合にあつては、<u>次に掲げる費用を除くものとする。以下「医療費」という。</u>)について助成するものとする。</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 町は医療費受給者の医療又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令(介護保険法及びこれに基づく命令を除く。)の規定により被保険者等が負担することとなる費用(社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院している場合にあつては、<u>入院時の食事療養に係る費用を除くものとする。以下「医療費」という。</u>)について助成するものとする。</p>

(1) 入院時の食事療養に係る費用

(2) 入院時の生活療養に係る費用のうち平成 18 年 9 月 30 日に保険給付の対象者であったと仮定した場合に被保険者等が負担することとなる入院時の食事療養に係る費用に相当する費用

2～9 略

2～9 略

第 2 条 三朝町特別医療費助成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第 3 条 町は医療費受給者の医療又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令(介護保険法及びこれに基づく命令を除く。)の規定により被保険者等が負担することとなる費用(社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、<u>入院時の生活療養に係る費用及び所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院している場合にあつては、入院時の食事療養に係る費用を除くものとする。以下「医療費」という。)について助成するものとする。</u></p>	<p>(助成)</p> <p>第 3 条 町は医療費受給者の医療又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令(介護保険法及びこれに基づく命令を除く。)の規定により被保険者等が負担することとなる費用(社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者以外の者が病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院している場合にあつては、次に掲げる費用を除くものとする。以下「医療費」という。)について助成するものとする。</p> <p>(1) <u>入院時の食事療養に係る費用</u></p> <p>(2) <u>入院時の生活療養に係る費用のうち平成 18 年 9 月 30 日に保険給付の対象者であったと仮定した場合に被保険者等が負担することとなる入院時の食事療養に係る費用に相当する費用</u></p>

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年11月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の三朝町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の三朝町特別医療費助成条例の規定は、平成18年11月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。